

公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定に基づき変更するため、同条第7項の規定により当該地域計画案を公告し、次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該地域計画案について、市に意見書を提出することができる。

令和7年11月7日

東広島市長 高 垣 廣 徳



1 縦覧期間

令和7年11月7日から令和7年11月20日まで

2 縦覧場所

東広島市産業部農林水産課

3 意見書の提出先

東広島市産業部農林水産課

4 変更地区

- (1) 西条・龍王・東西条地区
- (2) 寺西・御藺宇・三ツ城地区
- (3) 郷田地区
- (4) 中黒瀬・下黒瀬地区
- (5) 乃美別府地区